

# 用 語 索 引

▷用語索引は50音順に配列しました。▷同意語・同義語その他参照を要する場合は、☞印で参照語句を示しました。

## 【あ】

アームズ・レンジス・ルール	1
悪意	1
悪意占有	1
悪意の抗弁	1
明渡し催告	1
預合い罪	2
アセットマネジャー (AM)	2
与える債務	2
後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託	2
アレンジャー	2
安定操作取引	3

## 【い】

委員会設置会社	4
異議	4
異議申立 (手形交換上の)	4
異議申立提供金	4
異議申立提供金の特例返還	5
異議申立提供金の返還	5
異議申立提供金の免除請求	5
異議申立預託金	5
異議を留めない承諾	5
「以後」と「後」	5
遺言	6
遺言執行者	6
遺言証書	6

遺言書の検認	6
遺言信託	6
遺言能力	6
遺言の確認	7
遺言の方式	7
遺産	
☞ 相続財産	7
遺産分割	7
遺産分割協議書	7
意思解釈	7
意思主義	8
意思と表示の不一致	8
意思能力	8
意思の欠缺	8
意思の通知	8
異時廃止	8
異時配当	9
意思表示	9
意思表示の受領能力	9
慰謝料	9
意匠権	9
「以上」と「以下」	9
「以前」と「前」	10
移送	10
遺贈	10
委託者	10
委託送金	10
委託なき保証	10
委託を受けた保証人の求償権	10
委託を受けない保証人の求償権	11



訴え	24
訴えの却下	24
訴えの原因	24
訴えの提起	24
訴えの取下げ	24
訴えの併合	24
訴えの変更	24
訴えの利益	25
得べかりし利益	25
裏書	25
裏書禁止裏書	25
裏書禁止小切手	
☞ 指図禁止小切手	25
裏書禁止手形	
☞ 指図禁止手形	25
裏書禁止文句	25
裏書譲渡	25
裏書人	25
裏書の権利移転の効力	26
裏書の資格授与の効力	26
裏書の担保的効力	26
裏書の日付	26
裏書の方式	26
裏書の抹消	26
裏書の要件	27
裏書の連続	27
裏書保証	27
裏書欄	27
裏担保	27
売為替	27
売主の担保責任	27
売渡担保	28
運行供用者	28
運送保険	28
〔え〕	
営業所	29
営業信託	
☞ 商事信託	29
営業的商行為	29
永小作権	29
営利法人	29

エージェント	29
A B S	30
A B L	30
エクイティー	30
S P C 法	
☞ 特定資産流動化法	30
M B O	30
エル・エル・シー	30
エル・エル・ピー	30
延期手形	31
エンジェル	31
延滞利息	
☞ 遅延利息	31
延長登記(動産譲渡登記および債権譲渡登記の)	31
縁由の錯誤	
☞ 動機の錯誤	31
延利	
☞ 遅延利息	31

## 〔お〕

黄金株	
☞ 拒否権付種類株式	32
横線小切手	
☞ 線引小切手	32
応訴管轄	32
応当日	32
オークション方式	32
大口融資規制	32
奥書	32
押切印	33
乙区(権利部(乙区))	33
おどり利息	33
オプション取引	33
オペレーショナル・リスク	33
オペレーティング・リース	33
親会社	34
及び	34
オリジネーター	34

## 〔か〕

害意	35	開封預り	42
買入消却	35	回復登記	42
会員	35	買戻し	42
会員権	35	買戻請求権	42
買受人	35	解約	42
買受申出人	35	解約告知	
買受申出の保証	36	☞ 解約	42
外貨貸付	36	解約手付	42
外貨預金	36	解約返戻金	42
買為替	36	カウンターテンダー	43
会計監査人設置会社	36	家屋番号	43
会計参与	36	価格減少行為	43
会計参与設置会社	37	書替継続	43
外国会社	37	書替手形	
外国為替	37	☞ 延期手形	43
外国人登録	37	架空名義預金	43
外国倒産処理手続	37	隔地者に対する意思表示	44
外国向為替手形取引約定書	37	確定(根抵当権の)	44
開始後債権	38	確定期限	44
会社	38	確定期日	44
会社関係者	38	確定後の根抵当権	44
会社更生手続	38	確定債権	44
会社財産を危うくする罪	38	確定請求	45
会社の解散	39	確定判決	45
会社の継続	39	確定日後一覧払手形	45
会社の清算	39	確定日付	45
会社の設立	39	確定日付ある証書	45
会社の組織変更	39	確定日払手形	45
会社の目的	40	確定力	46
会社分割	40	確認銀行	46
会社分割の制限	40	確認信用状	46
会社役員賠償責任保険	40	確認の訴え	
解除	40	☞ 確認判決	46
海上保険	40	確認判決	46
解除権	41	隠れた質入裏書	46
解除条件	41	隠れた手形保証	46
解除の効力	41	隠れた取立委任裏書	47
該当店舗なし	41	火災保険	47
買取請求権	41	火災保険金の担保取得	47
介入権	41	重ね合せ照合	47
		瑕疵	47
		瑕疵ある意思表示	47
		瑕疵ある占有	48

貸金業者	48	株式の公開買付	55
貸金業の登録	48	株式の質入	
貸金業務取扱主任者	48	☞ 株式担保	55
貸金庫	48	株式の消却	55
貸金等根保証契約	48	株式の譲渡	55
貸越極度	49	株式の譲渡制限	55
貸し渋り	49	株式の払込	55
家事審判	49	株式の引受	56
瑕疵担保責任	49	株式の分割	56
家事調停	49	株式の併合	56
過失	49	株式の名義書換	56
果実	50	株式の申込	56
貸付	50	株式の割当	56
貸付信託	50	株式払込金保管証明書	57
貸付有価証券	50	株式払込請求権	57
過失責任	50	株式払込取扱銀行	57
過失責任主義	50	株式不可分の原則	57
過失相殺	50	株式保有制限	57
貸手自殺	51	株式無償割当	58
貸し剥がし	51	株式申込証拠金	58
過剰貸付の禁止	51	株式申込取扱証明書	58
過剰競売（超過売却）	51	株主権	58
仮装行為	51	株主資本	
仮装売買	51	☞ 資本	58
仮装払込	52	株主総会	58
肩書地	52	株主総会決議取消しの訴え	58
課徴金制度	52	株主総会決議不存在確認の訴え	59
合棟		株主総会決議無効確認の訴え	59
☞ 建物の合 thể登記	52	株主総会の決議	59
割賦販売	52	株主総会の招集	59
合併	52	株主代表訴訟	59
株券	53	株主提案権	60
株券失効制度	53	株主の議決権	60
株券電子化	53	株主平等の原則	60
株券等振替制度	53	株主名簿	60
株券不所持	53	株主有限責任の原則	60
株式	53	過振り	61
株式移転	54	可分給付	61
株式会社	54	可分債権・可分債務	61
株式買取請求権	54	貨物引換証	61
株式交換	54	空売り	61
株式喪失登録	54	仮受金	61
株式担保	55	仮換地	62



期限後利息	76	記名捺印	82
期限前償還手数料	76	欺罔行為	82
危険増加による解除	76	逆為替	83
期限付債権	77	逆交換	83
期限付建物賃貸借	77	逆相殺	83
危険の増加と減少	77	吸収合併	83
期限の利益	77	吸収分割	83
期限の利益喪失約款	77	求償権	83
期限の利益の喪失	77	求償保証	83
期限の利益の放棄	78	給付額貸付	84
危険負担	78	給付契約金	84
起算点	78	給付判決	84
期日	78	給付補てん(備)金	84
期日前買戻し	78	休眠会社	84
期日前解約	78	給与所得者等再生	84
期日手形	78	共益権	84
期日入札	79	共益債権	85
疑似発起人	79	共益費用の先取特権	85
基準日	79	競業禁止義務	85
擬制	79	強行規定	85
既成条件	79	共済契約	85
擬制商人	79	行政(事件)訴訟	86
帰責事由	79	強制解約	86
偽造	80	強制管理	86
帰属権利者	80	強制競売	86
帰属上の一身専属権	80	強制執行	86
帰属清算型	80	強制執行認諾約款	86
起訴前の和解		強制執行免脱罪	87
☞ 即決和解	80	強制処分	87
期待権	80	行政処分	87
寄託	81	強制調査権	87
期近集中取立	81	強制認知	87
規定損失金	81	強制履行	87
既判力	81	供託	88
寄附行為	81	供託金	88
基本約定書		供託原因	88
☞ 銀行取引約定書	81	供託所	88
義務供託	81	供託物	88
記名国債	82	供託物の還付請求	88
記名債権	82	供託物の取戻請求	88
記名式裏書	82	協調融資	89
記名式小切手	82	共通担保	89
記名持参人払式小切手	82	協定(特別清算の)	89



具体的妥当性	103
区分所有権	103
区分所有権売渡請求権	103
区分所有建物	103
区分地上権	104
組合	104
組戻し	104
組戻代り金	104
クラウン・ジュエル	104
倉荷証券	104
繰上償還	105
グリーンメール	105
クレジット・デリバティブ取引	105
クロス・デフォルト条項	105

## 〔け〕

経営指導念書	106
経営承継円滑化法	106
経過規定	106
軽過失	106
経験則	106
計算書類	106
形式的審査権（登記官の）	107
形式不備	107
形成権	107
形成判決	107
継続占有	107
継続的給付	107
継続的債権関係	107
競売	108
競売開始決定	108
競売申立の取下げ	108
契約	108
契約自由の原則	108
契約上の地位の譲渡	108
契約信託	109
契約締結時等交付書面	109
契約締結上の過失	109
契約締結前交付書面	109
契約の更新	110
契約前発病不担保条項	110
懈怠	110

血族	110
決定	110
原因関係	110
原因債権	111
減額請求権	111
兼業業務（信託会社の）	111
現況調査	111
欠缺	111
欠缺利札	111
権原	112
権原調査	112
原告	112
検索の抗弁権	112
検査マニュアル	112
原始取得	112
現実の提供	112
現実の引渡し	113
原始定款	113
原始的不能	113
原状回復義務	113
建設機械抵当	113
現存利益	113
現地法人	113
限定種類債権	114
限定承認	114
限定責任信託	114
限定根保証	114
現に利益を受ける限度	
☞ 現存利益	114
権能	114
現払	115
現物出資	115
顕名主義	115
権利移転の効力	
☞ 裏書の権利移転の効力	115
権利株	115
権利供託	115
権利質	115
権利証	
☞ 登記済証	115
権利能力	115
権利能力なき財団	116
権利能力なき社団	116

権利の客体	116
権利の主体	116
権利の濫用	116
権利保全手続	116
牽連破産	117

## 〔こ〕

子	118
故意	118
故意否認	118
合意解約	118
合意管轄	118
合意による信託の終了	118
行為能力	119
合意の登記	119
公益財団法人	119
公益社団法人	119
公益信託	119
公益通報	120
公益法人	120
更改	120
公開会社	120
公開買付 (TOB)	120
効果意思	121
交換	121
交換印	121
交換尻	121
交換呈示	121
交換手形	121
交換払	121
交換持帰り手形	121
交換持出手形	121
工業所有権	121
公共の福祉	122
甲区 (権利部 (甲区))	122
航空機抵当	122
後見監督人	122
公権的解釈	122
後見登記	122
後见人	122
公告	123
抗告	123

広告規制	123
交互計算	123
工作物責任	123
口座相違	124
口座振替	124
交叉申込	124
合資会社	124
公示催告	124
行使上の一身専属権	124
公示送達	125
公示による意思表示	125
公示の原則	125
公社債	125
後順位担保権 (者)	125
工場財団	125
工場財団抵当	126
工場財団登記簿	126
工場財団目録	126
工場抵当法	126
工場抵当法 3 条目録	126
公証人	126
公序良俗	126
公示力	
☞ 公示の原則	127
更新請求	127
公信の原則	127
更新料	127
公信力	127
公図	127
更生管財人	127
公正競争規約	128
更生計画	128
更生計画認可決定	128
更正決定	128
更生債権	129
更生債権の届出	129
公正証書	129
公正証書遺言	129
公正証書原本不実記載罪	129
更生担保権	130
更生手続の終結	130
更生手続の廃止	130
更正登記	130

て、いかなる権利に基づきいかなる時効を援用するのか、その基本となる事実を主張して行く。援用権者は、時効期間を明示する必要はないが、その前提となる基本事実を主張しなくてはならない。時効の援用は、裁判上でも裁判外でもなしうるが、裁判上での援用は控訴審の口頭弁論終結前までになされる必要があり、上告審ではなしえない。

【参照条文】民法145条

#### 時効の起算点（じこうのきざんてん）

時効期間が開始する時、すなわち時効の基礎とされる一定の事実状態がはじまった時点をいう。時効の効力はその起算日にさかのぼる。

【参照条文】民法126条・144条・166条

#### 時効の自然中断（じこうのしぜんちゅうだん）

占有の継続を要件とする取得時効に特有の中断事由であり、占有の喪失がこれに当たる。民法は、取得時効と消滅時効との共通の中断事由として、請求、差押え、承認等を定め、これを法定中断というが、自然中断とは取得時効特有のもので、占有者が任意に占有を中止し、またはこれを奪われたときに時効が中断することをいう。

【参照条文】民法164条・165条

#### 時効の進行（じこうのしんこう）

時効の要件である一定の事実状態が継続すること。

#### 時効の中断（じこうのちゅうだん）

時効の基礎である事実状態と相いれない事実が生じ、進行してきた時効期間が効力を失うこと。たとえば、借主が金を借りていることを認めれば、それまでの時効期間はご破算になる。時効の停止とともに時効の完成の障害といわれるが、時効の停止のように一定期間を限り時効の完成が猶予されるのとは異なり、す

で経過した時効期間の効力が消滅する。

【参照条文】民法147条～157条

#### 時効の停止（じこうのていし）

時効期間の満了が近づいているのに権利者が時効の中断行為をすることが困難な場合に、時効の完成を猶予すること（時効期間の進行を休止すること）。時効の中断とともに時効の完成の障害といわれるが、時効の中断のようにすでに経過した期間が無効になるのではない。停止事由が終わってから一定の猶予期間を経て、時効は完成する。

【参照条文】民法158条～161条

#### 施行日（しこうび）

法令の効力が現実には発生する日のこと。施行期日ともいう。

【参照条文】法の適用に関する通則法2条

#### 時効利益の放棄（じこうりえきのほうき）

時効によって利益を受ける者、すなわち取得時効によって所有権を取得する者、消滅時効によって債務を免れる者等が、時効の利益を受けることを拒絶する意思表示する単独行為をいう。これに反し、時効の利益を受ける意思表示する単独行為は時効の援用と呼ばれる。時効が完成する前に時効の利益を放棄することは無効とされる。

【参照条文】民法146条

#### 事故解消（じこかいしょう）

不渡届の提出後、異議申立をしている手形・小切手について、当事者の話し合いなどにより事故が解消すること。手形交換所規則では、不渡事由が0号不渡事由の場合と「資金不足」または「取引なし」の場合以外（第2号不渡事由）は、支払銀行が手形交換所に対して、不渡手形金額相当額を提供することによって不渡処分を免れることができるが、不渡事故が

解消した場合には、持出銀行から手形交換所へ「不渡事故解消届」を提出することによって、異議申立提供金の返還を受けられることができる。

〔参照条文〕東京手形交換所規則63条1項2号・66条1項・67条1項・80条

### 自己株式（じこかぶしき）

株式会社が有する自己の株式。従来、自己株式の所得および保有は原則禁止であったが、平成13年の商法改正以降は、取得目的や取得数量、保有期間の制限無く取得、保有が認められるようになった。しかしながら、自己株式取得にともなう弊害を防止するため、会社法においては自己株式取得の手續や財源の制限、自己株式を処分する場合の措置、自己株式につき議決権を認めない等の規制がなされている。なお、会社は自己株式について利益配当をなすことはできない。

〔参照条文〕会社法155条～178条・461条・462条

### 自己株式の担保取得（じこかぶしきのたんぼしゅとく）

会社が自己株式を担保として取得することは、平成13年の商法改正以降、規制は存しない。株式を担保化する方法としては、略式株式質、登録株式質および譲渡担保の3種の方法がある。略式株式質は株主名簿への登録を略するもので、株券発行会社株式または振替株式に認められ、株券発行会社の株式の場合、株券を質権設定者に交付することにより効力を生じ、質権者による継続的な株券の占有が第三者に対する対抗要件である。登録株式質は、株主名簿に質権者の氏名・住所が記載、記録されたもので、登録株式質権者は、会社から直接に剰余金の配当、残余財産の分配その他の物上代位的給付の支払・引渡し等を受けることができる。

〔参照条文〕会社法146条～154条

### 事後求償権（じごきゅうしょうけん）

保証人が保証債務を履行した場合に取得する求償権のことをいう。すなわち、保証人が債務者に代わって債務を弁済し、その他自己の出捐をもって債務を消滅させた場合は、保証人は、主たる債務者に対しては、原則として全額の求償権を行使できる。この場合の求償権を、事後求償権という。主債務者より委託を受けて保証した保証人が、民法460条の各号の場合または特約のある場合に求償権を保証債務履行前に行使できる事前求償権。

〔参照条文〕民法459条・460条・462条

### 自己契約（じこけいやく）

Aの代理人Bが、一面ではAを代理し、一面ではB自身の資格でA・B間の契約を締結すること。相手方代理、自己代理ともいう。民法では、本人の利益を保護するため債務の履行以外は原則として自己契約を禁じているが、本人の承諾あるいは追認があれば自己契約も有効である。なお、双方代理、自己取引は、自己契約とは別概念であるが、自己取引は、自己契約と双方代理の総称として用いられることもあるから、注意を要する。

〔参照条文〕民法108条、会社法356条・595条

### 自己競落会社（不動産の）（じこけいらくがいしゃ（ふどうさんの））

金融機関の不良債権を処理するに際して、金融機関の抱える担保不動産の処理を促進するため、金融機関の100%関連会社として設立される会社で、親金融機関の不良債権にかかわる担保不動産を競落して、完全な所有権を取得して一定期間保有、管理した後に売却することにより、担保不動産の流動化を促進するために設立される会社をいう。平成6年6月24日付の旧大蔵省事務連絡「金融機関の

貸出金等に係る担保不動産の保有・管理会社の取扱いについて」に基づき、不良債権処理の促進を図るための会社で、業務責任や経理処理を明確化するために業務期間等を制限し、金融機関本体でなく子会社に行わせることとされた。

### 事故小切手 (じここぎって)

一般には、支払銀行に事故届が提出されている小切手。事故原因としては、偽造・変造・詐取・紛失・盗難などがあげられる。事故届の提出にともない、事故小切手についての支払委託の取消し依頼がなされるが、小切手法上、支払委託の取消しが有効に成立するのは支払呈示期間経過後である。ただし、実務では、経過前でもただちに支払を停止し取引先の指示をまつのが普通である。

〔参照条文〕小切手法32条

### 自己指図小切手 (じこさしずこぎって)

☞ 自己受小切手 (じこうけこぎって)

### 自己指図手形 (じこさしずてがた)

☞ 自己受手形 (じこうけてがた)

### 自己資本 (じこしほん)

企業出資者に帰属する資本で、一般的には当該企業の純資産を指す。株式会社においては、会社法上純資産は株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に分類される。株主資本は、資本金と、剰余金(準備金を含む)、その他に分けられ、剰余金は更に資本取引に由来する資本剰余金と利益取引に由来する利益剰余金に二分される。

〔参照条文〕会社法435条・466条、会社計算規則108条

### 自己借地権 (じこしゃくちけん)

自分の所有地に自己を借地人として設定した借地権で、第三者とともに借地人となる場合に限り認められる。土地所有

者が区分所有建物を建築して分譲する場合、土地所有者の自己借地権は認められないのが原則である(混同)が、区分所有建物を建築して分譲する場合等に不都合があるので、借地借家法は、土地所有者において最初の買主が現れた時点で自己借地権を設定し、自己の準共有持分をその後順次譲渡することを認めた。

〔参照条文〕民法179条、借地借家法15条1項

### 自己信託 (じこしんたく)

委託者が自ら受託者となる信託で、一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理または処分等を自らすべき旨の意思表示を公正証書等で行うものである(信託法3条3号)。債権者詐害に利用されることを防止するため、公正証書等一定の書面でなされること、強制執行の特則(同法23条2項。委託者の債権者は、詐害信託取消訴訟を提起することなく、ただちに、信託財産に対して強制執行等ができる)などが定められている。資産流動化、企業における特定のプロジェクトからの収益を引当てとする資金調達、障害者のための経済的サポートのための利用などいろいろなニーズが考えられる。

〔参照条文〕信託法3条3号・23条2項

### 事後設立 (じごせつりつ)

会社設立後2年以内に、会社設立前から存在する財産で事業のために継続して使用するものを、純資産額の20%超の対価で取得する契約をすること。事後設立の自由を認めると、現物出資や財産引受に対する規制が潜脱される危険があるため、株主総会の特別決議を要するとされている。

〔参照条文〕会社法467条1項5号・309条2項11号

### 自己占有 (じこせんゆう)

所有の意思をもって自ら直接にまたは

占有補助者を通じて目的物を所持する場合をいう。占有の基本形態であり、本人占有ともいう。なお、所有の意思とは、自己のためにする意思の1つであり、所有者の物に対する意思と同様の意思をいう。

〔参照条文〕 民法180条

## 自己代理 (じこだいら)

☞ 自己契約 (じこけいやく)

## 事故手形 (じこてがた)

通常、支払銀行に事故届が提出されている手形をいう。事故原因としては、偽造・変造・詐取・紛失および盗難などがあげられる。いずれも支払人の事故届により、支払銀行に対して支払委託の取消または支払の差止が行われる。

## 事故届 (じことどけ)

手形・小切手、預金証書・通帳などが紛失・盗難などで喪失したときに、取引先から提出される届出書をいう。いずれも、正当な権利者の権利が第三者から侵害されるおそれが多分にあり、その予防のために権利の関係者である金融機関に知らせるものであるから、この届けを受けたときは過失のないよう十分な配慮が要求される。特に手形については、届出と同時に支払委託の取消しの法的効力が生ずるので、ただちに支払差止の措置をとる必要があり、小切手は呈示期間経過後に支払委託の取消し効力が生ずるのであるが、実務上はやはりただちに支払差止の措置をとり、取引先の指示を待つべきである。なお、自己宛小切手は振出人が自行であるから、支払委託の取消しにはならない。

〔参照条文〕 小切手法6条3項・21条・32条1項・39条

自己の財産に対するのと同一の注意 (じこのざいさんにたいするのとどういつのちゅうい)

人が自己の事務を処理するにあたって用いる注意と同程度の注意をいう。同類語として、自己のためにすると同一の注意、固有財産におけると同一の注意がある。より高い注意義務には、善良なる管理者の注意義務、略して善管注意義務などがある。

〔参照条文〕 民法659条・940条・644条

自己のためにする意思 (じこのためにするいし)

占有者がその物を所持することの利益を、自ら享受しようとする意思をいう。この意味は非常に広く解され、他人の物を保管する受寄者のような者もこの意思を有するとされる。この意思の存在は、内心的意思ではなく、物を所持するに至った原因・事実関係から客観的に判断される。

〔参照条文〕 民法180条

自己のためにすると同一の注意 (じこのためにするのとどういつのちゅうい)

☞ 自己の財産に対するのと同一の注意 (じこのざいさんにたいするのとどういつのちゅうい)

## 自己破産 (じこはさん)

破産手続開始の申立権者は、債権者または債務者であるが、債務者による申立を自己破産という。また、取締役、相続人、遺言執行者等債務者に準ずる者による申立を準自己破産という。申立に際し、自己破産の場合は、破産手続開始原因の疎明は不要であるが、準自己破産の場合は、取締役等の全員で申し立てる場合を除き、破産手続開始原因の疎明が必要となる。

〔参照条文〕 破産法18条1項・19条1項・20条2項・224条、破産規則14条

## 事故預手 (じこてや)

権利者から金融機関に盗難・紛失など

の事故届が提出された自己宛小切手をいう。

〔参照条文〕小切手法6条3項・21条

#### 持参債務 (じさんさいむ)

債務者が債権者の住所に、目的物たる物または金銭を持参して、履行(引渡し)をすべき債務をいう。取立債務に対する概念である。民法は、特定物の引渡しを目的とする債務以外は、原則として持参債務としている。この場合、履行の場所が債権者の住所地となり、そこで履行しなければ債務不履行となる。

〔参照条文〕民法484条、商法516条

#### 持参人払式裏書 (じさんにんばらいしきうらがき)

被裏書人を表示するのに被裏書人の名称をもってせず、持参人に支払われない旨の記載をもってする裏書をいう。白地式裏書と同一の効力を有する。

〔参照条文〕手形法12条3項・77条1項、小切手法15条4項

#### 持参人払式小切手 (じさんにんばらいしきこぎって)

小切手の所持人を権利者とする小切手をいう。選択無記名式小切手および受取人の記載がない小切手も持参人払式小切手とみなされる。譲渡には小切手を引き渡すことをもって足り、譲受人は小切手の所持により小切手上の権利を行使する。持参人払式小切手には、「上記金額をこの小切手と引換えに持参人へお支払いください」という文言が記載されている。

〔参照条文〕小切手法5条

#### 持参人払証券 (じさんにんばらいしょうけん)

有価証券を権利者の表示方法によって分類した場合の類型の1つで、証券に特定の権利者を表示せず、その所持人を権利者と認める有価証券。無記名証券、所

持人払証券ともいう。その他の類型としては、指図証券、記名証券等がある。持参人払証券には、所持人を権利者と認める文句を記載したもの(たとえば持参人払式小切手)と、このような文句のないものがある。小切手、社債券、貨物引換証、倉庫証券、船荷証券等にはこの方式が認められるが、手形についてはこの方式は認められない。

〔参照条文〕手形法1条6号、小切手法5条、会社法697条、商法571条・599条・769条

#### 資産流動化 (しさんりゅうどうか)

資産を保有する会社が資産を分離し、その資産を裏付けとして資金調達を行うことをいう。「流動化」ではなく、「証券化」と呼ばれることもあり、両者は区別されずに使用されることも多い。英語ではいずれも「Securitization」と呼ばれる。厳密には、保有する資産の一部を、他の資産から区別し、その資産の生み出すキャッシュフローを裏付けとして資金調達を行うことを「流動化」、「流動化」のうち投資家の受け取るものが有価証券であるものを「証券化」という。

〔参照条文〕資産の流動化に関する法律2条2項

#### 資産流動化計画 (しさんりゅうどうかけいかく)

特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。投資家に資産流動化商品の内容を開示し、投資家に適切な投資判断をさせることを目的とする。特定目的会社設立後の業務開始届出の際に、届出書に添付する必要がある。内容としては、資産流動化計画の計画期間、資産対応証券に関する事項、特定資産の内容・取得の時期、特定資産の管理・処分方法等詳細にわたる内容を記載する必要がある。

〔参照条文〕資産の流動化に関する法律5条

**事実行為**（じじつこうい）

当事者の意思にかかわらず、ある事実上の行為から、一定の法律効果が生じる場合のその行為。たとえば、遺失物の取得行為などがあり、遺失物を拾得した者は、自身の意思にかかわらず、当該遺失物の所有権を取得する。

〔参照条文〕民法239条～246条

**事実たる慣習**（じじつたるかんしゅう）

事実上の慣行・しきたりによって成立した社会規範のうち、慣習法といえる程度に至らない慣習をいう。民法92条に規定する慣習が事実たる慣習であり、法の適用に関する通則法3条に規定する慣習が慣習法である。

〔参照条文〕民法92条・277条、商法1条、法の適用に関する通則法3条

**使者**（ししゃ）

本人の相手方に対する意思表示をそのまま伝達・表示する者をいい、本人の機関であって代理人ではない。行為能力者でなくてもよく、代理人と異なり、意思表示の瑕疵などの事実の有無は本人について判断される。

〔参照条文〕民法101条

**自主占有**（じしゅせんゆう）

所有の意思をもってする占有をいう。賃借人の占有のような、所有の意思をもってしない占有である他主占有に対する態様である。両者の区別は、占有取得の権限または占有の事情により外形的・客観的に定められ、取得時効、無主物先占などについて、自主占有でなければこれらの効果を受けることができない。

〔参照条文〕民法180条以下・162条・239条

**次順位買受の申出**（じじゅんいかいいうけのもうしで）

最高価買受申出人に次いで高額の買受

けの申出をした者が、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が代金不納付により効力を失うときは、自己の買受の申出について売却を許可すべき旨の申出をすることをいう。次順位買受の申出は、その買受の申出の額が、買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出人の申出の額から買受の申出の保証の額を控除した額以上である場合に限りすることができる。

〔参照条文〕民事執行法67条・188条

**次順位買受申出人**（じじゅんいかいいうけもうしでにん）

不動産の強制競売または担保権実行としての競売において、最高価買受申出人に次いで高額の買受の申出をした者をいう。次順位買受申出人は、最高価買受申出人が代金を納付しないために、その者に対する売却許可決定が失効する場合、一定の条件のもとに買受の申出をすることができる。この場合、執行裁判所は次順位買受申出について売却の許可または不許可の決定をしなければならない。

〔参照条文〕民事執行法67条・80条・188条

**次順位者代位権**（じじゅんいしゃだいいけん）

共同抵当において、ある1つの不動産のみ競売に付されたとき（異時配当という）、先順位の共同抵当権者は、その代価につき債権全部の弁済を受けることができるが、この場合において次の順位にある抵当権者は、民法392条1項（同時配当）の規定に従い先順位の共同抵当権者が他の不動産につき弁済を受けるべき金額を限度として、その抵当権者に代位してその他の不動産につき抵当権を行使することができる。これを次順位者代位権という。

〔参照条文〕民法392条2項

---

## 金融法務用語辞典

---

2010年8月20日 初版第1刷発行

編集代表 神田 秀樹  
発行者 下平 晋一郎  
発行所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4823

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザインおよび組版／DTP室 制作／地切 修 印刷／日経印刷(株)

---

©Hideki Kanda 2010 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2216-8

**“経済法令グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め**

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。